

青森県報

第二千八百二十三号

平成十九年
八月二十四日
(金曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活課) ……一

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(同) ……一

右 同……………(同) ……二

出 先 機 関

土地改良事業施行協議の適当の決定……………(東青地局) ……二

道路の位置の指定……………(下北地局) ……二

公 安 委 員 会

警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(生活安課) ……三

警備員指導教育責任者講習(特例措置講習)の実施……………(同) ……四

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年八月二十四日

一 申請のあつた年月日

平成十九年八月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人U&Eコミュニケーション

三 代表者の氏名

佐藤 靖憲

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して、ユビキタス技術を普及・促進させるために、システムの企画・設計・構築を行いつつ、地域住民・行政・企業等が参加した社会基盤造りに関する事業を展開し、住民の安心安全・利便性を追求した社会作りを寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十九年七月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウイメンズネット青森

三 代表者の氏名

三上 久美子

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、女性が抱えるあらゆる問題の解決を目指し、社会の全領域における女性の参加と真の平等を獲得することにより、差別と偏見及び暴力のない社会の形成に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十九年八月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアリーブ

三 代表者の氏名

諏訪 守

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字青山二丁目二の六

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市及び周辺市町村の住民に対し、一切の宗教行事とは関係なく、また、営利を第一の目標とすることなく、福祉の精神にのっとり、高齢弱者の日常生活の支援及び冠婚葬祭に関する支援事業を行うことにより、地域住民の福祉の増進に寄与すること、並びに、高齢者へのパーソナルコンピュータ操作指導を行い、地域住民の社会教育の増進に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、外ヶ浜町の行っ蟹田高銅屋地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年八月二十七日から同年九月二十五日まで

三 縦覧場所

外ヶ浜町役場

~~~~~  
下北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

下北地域県民局長 奈良岡 修 一

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市旭町五五の二及び五五の九	四六・七五メートル	六・〇〇メートル	平成一九・八・一

公安委員会

青森県公安委員会告示第九十号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七十七号。以下「法」という。）（第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）（第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成十九年八月二十四日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

一 講習の区分、実施期間等

講習の区分	実施期間	実施時間
法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る追加取得講習（以下「三号追加取得講習」という。）	平成十九年十月十五日（月）から同月十七日（水）までの三日間	午前九時から午後四時まで
法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習（以下「一号追加取得講習」という。）	平成十九年十月二十三日（火）から同月二十六日（金）までの四日間	午前九時から午後四時五十五分まで

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

各講習十人（予定）

四 受講対象者

受講申込み日において、受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）（第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）（第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

五 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間及び受付時間

講習の区分	受付期間	受付時間
三号追加取得講習	平成十九年九月十一日（火）から同月十八日（火）までの間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）	午前九時から午後五時までの間
一号追加取得講習	平成十九年九月十三日（木）から同月二十日（木）までの間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）	午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

五の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。）一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

（一）四の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

（二）四の2に該当する者は、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

（三）四の3に該当する者は、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

（四）四の4に該当する者は、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

（五）四の5に該当する者は、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

（一）三号追加取得講習 一万四千元

（二）一号追加取得講習 二万三千元

六 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

七 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

八 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一 内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第九十一号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成十七年国家公安委員会規則第十八号）附則第二条の規定に基づき、警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）による改正前の警備業法第十一条の第三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者に対する警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号、以下「講習規則」という。）第二条の規定により公示する。

平成十九年八月二十四日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

一 講習の区分、実施期間等

講習の区分	実施期間	実施時間
警備業法（昭和四十七年法律百十七号。以下「法」という。）第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る特例措置講習（以下「二号特例措置講習」という。）	平成十九年十月十五日（月）から同月十七日（水）までの三日間	午前九時から午後四時まで
法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る特例措置講習（以下「一号特例措置講習」という。）	平成十九年十月二十三日（火）から同月二十六日（金）までの四日間	午前九時から午後四時五十分まで

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

- 1 二号特例措置講習 二十人(予定)
- 2 一号特例措置講習 二十人(予定)

四 受講対象者
旧資格者証を有する者

五 受講申込みの手続き

- 1 受講申込みの受付期間等
- (一) 受付期間及び受付時間

講習の区分	受付期間	受付時間
二号特例措置講習	平成十九年九月十二日(水)から同月十九日(水)までの間(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)	午前九時から午後五時までの間
一号特例措置講習	平成十九年九月十四日(金)から同月二十一日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)	午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

五の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。一通に、旧資格者証の写しを添付すること。)

5 受講手数料

次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

(一) 二号特例措置講習 一万四千元

(二) 一号特例措置講習 二万三千元

六 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

七 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

八 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一―内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭